

2 名寄せコード一覧

名寄せ先		名寄せ元( )		備考
コード	名称	コード	名称	
0849	リハビリテーション総合計画評価料	0730	心大血管疾患リハビリテーション料( )	【点数表】 H003 - 2 リハビリテーション総合計画評価料 注1 を基に設定
		0732	脳血管疾患等リハビリテーション料( )	
		0733	脳血管疾患等リハビリテーション料( )	
		0828	運動器リハビリテーション料(1)	
		0829	運動器リハビリテーション料(2)	
		0737	呼吸器リハビリテーション料( )	
		0831	がん患者リハビリテーション料	
		3358	認知症患者リハビリテーション料	
8001	一般病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)	3037	回復期リハビリテーション病棟入院料1(経過措置)	【点数表】 A308 注1 旧点数表A308 - 2 注1 A308 - 3 注1・2 A310 注1 A317 注7 を基に設定
		3310	回復期リハビリテーション病棟入院料1	
		3162	回復期リハビリテーション病棟入院料2	
		3163	回復期リハビリテーション病棟入院料3	
		3164	亜急性期入院医療管理料(経過措置)	
		3038	亜急性期入院医療管理料(特定地域)(経過措置)	
		3312	地域包括ケア病棟入院料1	
		3313	地域包括ケア入院医療管理料1	
		3314	地域包括ケア病棟入院料2	
		3315	地域包括ケア入院医療管理料2	
		3316	地域包括ケア病棟入院料1(特定地域)	
		3317	地域包括ケア入院医療管理料1(特定地域)	
		3318	地域包括ケア病棟入院料2(特定地域)	
		3319	地域包括ケア入院医療管理料2(特定地域)	
		0048	緩和ケア病棟入院料	
		3045	亜急性期入院医療管理(特定一般病棟入院料)(経過措置)	
		3326	特定一般病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理1)	
3327	特定一般病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理2)			

名寄せ元…いずれか1つでも該当の施設基準を持っている場合、名寄せを行う

名寄せ先		名寄せ元( )		備考
コード	名称	コード	名称	
8010	療養病棟入院基本料1入院基本料I(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)	3037	回復期リハビリテーション病棟入院料1(経過措置)	【留意事項通知】 A308 回復期リハビリテーション病棟入院料 (4) A308-3 地域包括ケア病棟入院料 (9) を基に設定
		3310	回復期リハビリテーション病棟入院料1	
		3162	回復期リハビリテーション病棟入院料2	
		3312	地域包括ケア病棟入院料1	
		3313	地域包括ケア入院医療管理料1	
		3316	地域包括ケア病棟入院料1(特定地域)	
		3317	地域包括ケア入院医療管理料1(特定地域)	
8012	療養病棟入院基本料2入院基本料I(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)	3163	回復期リハビリテーション病棟入院料3	【留意事項通知】 A308 回復期リハビリテーション病棟入院料 (4) A308-3 地域包括ケア病棟入院料 (9) を基に設定
		3314	地域包括ケア病棟入院料2	
		3315	地域包括ケア入院医療管理料2	
		3318	地域包括ケア病棟入院料2(特定地域)	
		3319	地域包括ケア入院医療管理料2(特定地域)	
8002	結核病棟特別入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)	3211	結核病棟7対1入院基本料	【点数表】 A102 注3 A104 注2 を基に設定
		3212	結核病棟7対1入院基本料(経過措置)	
		3213	結核病棟10対1入院基本料	
		3214	結核病棟13対1入院基本料	
		3215	結核病棟15対1入院基本料	
		3216	結核病棟18対1入院基本料	
		3217	結核病棟20対1入院基本料	
		3218	結核病棟7対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3220	結核病棟10対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3221	結核病棟13対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3222	結核病棟15対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3223	結核病棟18対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3224	結核病棟20対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3239	特定機能病院結核病棟7対1入院基本料	
		3240	特定機能病院結核病棟10対1入院基本料	
3241	特定機能病院結核病棟13対1入院基本料			
3242	特定機能病院結核病棟15対1入院基本料			

名寄せ元…いずれか1つでも該当の施設基準を持っている場合、名寄せを行う

名寄せ先		名寄せ元( )		備考
コード	名称	コード	名称	
8003	結核病棟入院基本料(特別入院基本料等以外)(名寄せコード)	3211	結核病棟7対1入院基本料	【点数表】 A102 注4 を基に設定
		3212	結核病棟7対1入院基本料(経過措置)	
		3213	結核病棟10対1入院基本料	
		3214	結核病棟13対1入院基本料	
		3215	結核病棟15対1入院基本料	
		3216	結核病棟18対1入院基本料	
		3217	結核病棟20対1入院基本料	
8004	結核病棟入院基本料(特別入院基本料等)(名寄せコード)	3408	結核病棟入院基本料(特別入院基本料)	【点数表】 A102 注4 を基に設定
		3218	結核病棟7対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3220	結核病棟10対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3221	結核病棟13対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3222	結核病棟15対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3223	結核病棟18対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3224	結核病棟20対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
8005	精神病棟入院基本料(特別入院基本料等以外)(名寄せコード)	3225	精神病棟10対1入院基本料	【点数表】 A103 注3、4、5に 精神病棟15対1入院基本料(患者要件により算定するもの) を含めた施設基準コードを適切に設定するため
		3226	精神病棟13対1入院基本料	
		3227	精神病棟15対1入院基本料	
		3228	精神病棟18対1入院基本料	
		3229	精神病棟20対1入院基本料	
8013	精神病棟入院基本料(特別入院基本料等)(名寄せコード)	3409	精神病棟入院基本料(特別入院基本料)	【点数表】 A103 注3、4、5に 精神病棟15対1入院基本料(患者要件により算定するもの) を含めた施設基準コードを適切に設定するため
		3230	精神病棟10対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3231	精神病棟13対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3232	精神病棟15対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3233	精神病棟18対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3234	精神病棟20対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
8011	精神病棟15対1入院基本料(患者の要件により算定するもの)(名寄せコード)	0795	小児入院医療管理料5	【留意事項通知】 A307 小児入院医療管理料 (6) A311 精神科救急入院料 (4) A311-2 精神科急性期治療病棟入院料 (5) A311-3 精神科救急・合併症入院料 (4) を基に設定
		3322	精神科救急入院料1	
		3323	精神科救急入院料2	
		0118	精神科急性期治療病棟入院料1	
		0119	精神科急性期治療病棟入院料2	
		0689	精神科救急・合併症入院料	

名寄せ元…いずれか1つでも該当の施設基準を持っている場合、名寄せを行う

名寄せ先		名寄せ元( )		備考
コード	名称	コード	名称	
8006	障害者施設等入院基本料(特別入院基本料等含む)(名寄せコード)	3251	障害者施設等7対1入院基本料	【点数表】 A106 注4 重症児(者)受入連携加算 告示等識別区分が「1:基本項目」であり、入院基本料とは別に施設基準を設定
		3252	障害者施設等10対1入院基本料	
		3253	障害者施設等13対1入院基本料	
		3254	障害者施設等15対1入院基本料	
		3255	障害者施設等7対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3256	障害者施設等10対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3257	障害者施設等13対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
		3258	障害者施設等15対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)	
8008	脳血管疾患等リハビリテーション料(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード)	3352	脳血管疾患等リハビリテーション料( ) (注5に規定する施設基準)	H001 脳血管疾患等リハビリテーション料(8) ・脳血管リハは( )の届出を出していた場合であってもあんまマッサージ指圧師等が実施した場合は( )を算定するため 基準適合識別に設定しているコード(基準適合識別コードは1コードのみ設定可能であるため名寄せが必要)
		3353	脳血管疾患等リハビリテーション料( ) (注5に規定する施設基準)	
8009	運動器リハビリテーション料(1)、(2)又は(3)(注5に規定する施設基準)(名寄せコード)	3354	運動器リハビリテーション料(1) (注5に規定する施設基準)	H002 運動器リハビリテーション料(6) ・運動器リハは( )、( )の届出を出していた場合であってもあんまマッサージ指圧師等が実施した場合は( )を算定するため 基準適合識別に設定しているコード(基準適合識別コードは1コードのみ設定可能であるため名寄せが必要)
		3355	運動器リハビリテーション料(2) (注5に規定する施設基準)	
		3356	運動器リハビリテーション料(3) (注5に規定する施設基準)	

名寄せ元…いずれか1つでも該当の施設基準を持っている場合、名寄せを行う